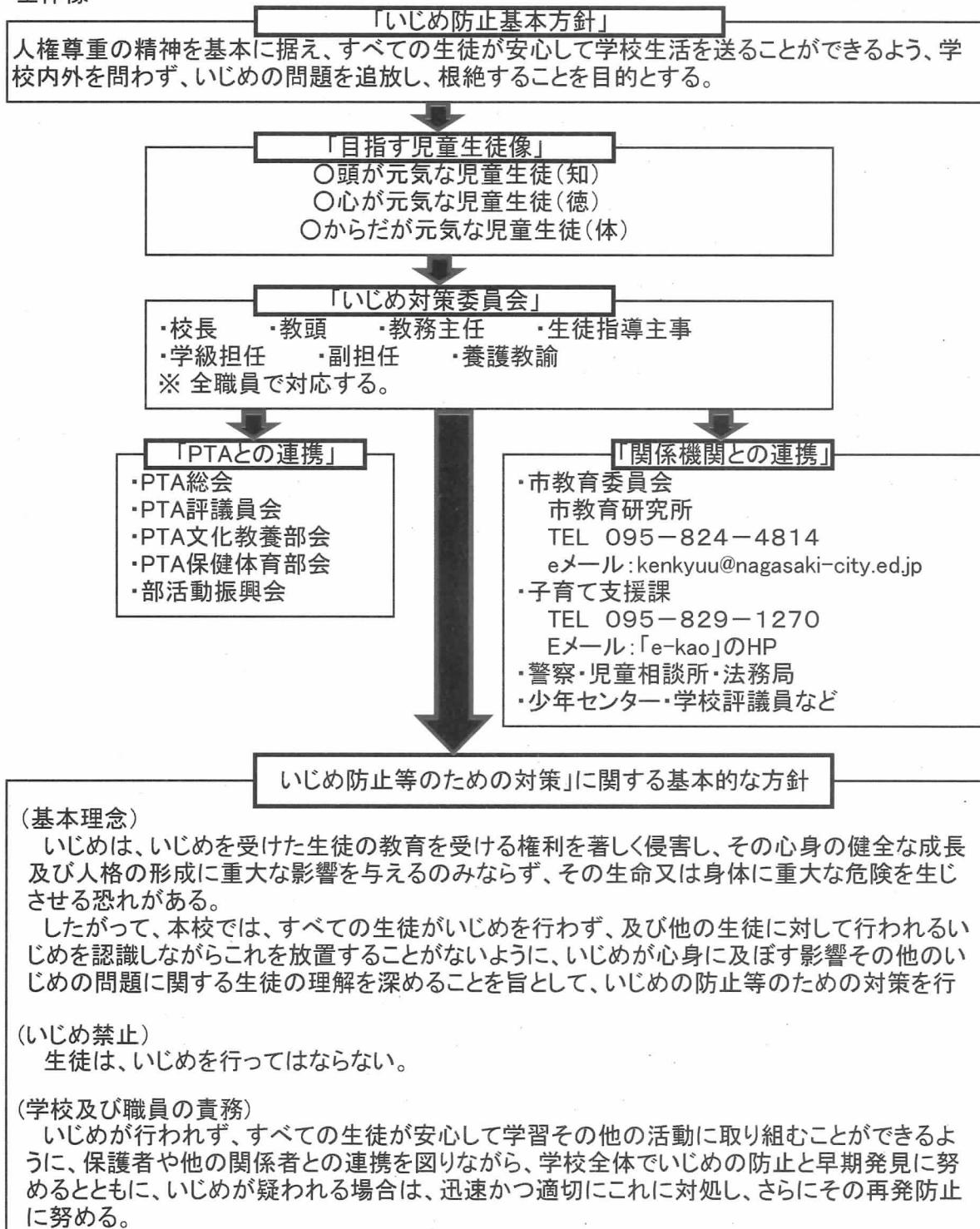


中学校いじめ防止基本方針

1 全体像



2 「いじめ防止等のための対策の基本となる事項」

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア)心の通う対人交流能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ)保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒の自主的活動に対する支援を行う。
- (ウ)いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止標語」を作成するなどして、人権集会の場で全校発表会を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象の学校生活についてのアンケート調査 年10回(毎月月初め)
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年 2回(7月、12月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 養護教諭との連絡・相談
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等の対策に従事する人の確保、及び資質の向上やいじめの防止等のための対策に関する研修等を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネット(SNSをはじめとする)を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止に関する措置

① 学校におけるいじめ防止対策のための組織の設置

いじめ防止対策のために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ発生時に早期に組織的に対応し、いじめの防止等を実施する。

〈構成員〉・校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・副担任・養護教諭
※全職員で対応する。

〈活動〉(ア) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

(イ) いじめ防止に関すること。

(ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。

(エ) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉月1回、生徒指導委員会と並行して定例会を開催し、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、ただちにいじめをやめさせる。かつ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び、その保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争うを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

(ア) 重大事案が発生した旨を、長崎市教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 長崎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

(ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。